

令和2年第3回安城市議会臨時会

# 議案書

(令和2年11月27日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 9 3 号 議 案	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 9 4 号 議 案	安城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 9 5 号 議 案	安城市職員ゝの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
報 告 第 1 5 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	7

## 第93号議案

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

安城市長 神谷 学

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定する必要があるため。



## 第94号議案

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

安城市長 神谷 学

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和37  
年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次  
のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和  
3年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当の改定を踏まえ、  
特別職の職員で常勤のものとの期末手当を改定する必要があるため。



第95号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 安城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当の改定に準じ市費負担教員以外の職員の期末手当を改定し、及び愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の期末手当の改定に準じ市費負担教員の期末手当を改定する必要があるため。





報告第15号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月27日提出

安城市長 神谷 学

## 施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- 1 損害賠償額 金14,080円
- 2 事故内容
  - (1) 発生日時 令和2年8月6日 午後7時頃
  - (2) 発生場所 安城市高棚町地内
  - (3) 経過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの
- 3 相手方の損害の程度 左の前輪の損傷
- 4 過失割合 安城市50パーセント 相手方50パーセント

令和2年9月28日専決

安城市長 神谷 学